

岐阜地域福祉事務所所管の介護保険指定事業所・施設の皆様へ

本書では、各介護保険指定事業所・施設の皆様から岐阜県岐阜地域福祉事務所にご提出いただく届出・申請・報告書の提出方法等をまとめています。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課が作成している「介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について（R3.2）<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html>」と併せて業務の参考にしてください。

1 岐阜県高齢福祉課からのお知らせ

次の岐阜県ホームページに、介護保険指定事業者の皆様にお伝えしたい情報を掲示しています。随時更新されますので、定期的にご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5961.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険指定事業者の皆様へ > 高齢福祉課からのお知らせ

2 介護保険関係法令・基準等と自己点検シート

介護保険サービス事業所の指定を受けた事業者は、利用者の人格を尊重するとともに、法令・基準等を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行しなければなりません。

関係法令・基準等は、岐阜県ホームページに掲載してあります。事業所運営の基本となるものですので、今一度、ご確認ください。

また、関係法令・基準等に適しているか自己点検ができるシートを用意しておりますので、ご活用ください。

(1) 基準条例等

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9381.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 法令・計画等 > 基準条例等

(2) 自己点検シート

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/19166.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険 > 指導監査等に関する自己点検シート（平成30年度改正対応版）

令和3年度改正対応版については、令和4年4月以降に掲載の予定です。しばらくお待ちください。

3 介護保険ライブラリ～各種届出・申請様式集～

各種届出・申請の際は、岐阜県ホームページの「介護保険ライブラリ」に掲載されている所定の様式をダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険
> 介護保険ライブラリ（介護保険事業者）

（１）申請・届の提出方法

申請・届の提出は、原則、郵送または持参でお願いします。

なお、変更届や体制届の提出期限までに期間が無い等の場合は、事前に、岐阜地域福祉事務所に電話連絡のうえ、ご提出願います。

また、諸事情により、メールでの提出を希望される場合は、事前に岐阜地域福祉事務所にお電話にてご相談願います。

<申請・届の提出方法>

- 原則、郵送または持参で提出してください。
- メールの場合は、次の①～④の方法で提出してください。
 - ① 事前に担当窓口へメール提出について電話連絡する
 - ② メールの件名に【介護申請・届】と記載する
メールには介護保険サービス事業者からの申請・届であることが分かるように
件名のはじめに【介護申請・届】と記載してください。
 - ③ メールのメッセージ欄に送信者名等を記載する
送信者として事業者名称・事業所名称・電話番号・担当者名を記載してください。
 - ④ メールは制限値を超えていないか確認のうえ送信する
5MB容量を超えるメールは受信できません！注意してください！

（２）申請事項の変更届

申請済みの事項に変更があれば、変更の届出が必要です。

変更届出書（第3号様式）に添付していただく書類は変更内容ごとに異なりますので、介護保険ライブラリに掲載されている「変更届添付書類一覧表」をご確認ください。

申請事項に変更があった場合は、**変更後10日以内**に変更の届出が必要です。

※ 運営規程と重要事項説明書

利用申込者にサービス内容等を案内する「重要事項説明書」の内容は、県に申請した運営規程と相違が無いようにしてください。運営規程を変更する場合は、変更届の提出が必要です。

（３）加算（減算）届

加算等の体制を変更する際は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1、別紙1-2）と各種加算に関する様式を添付のうえ提出してください。

提出期限等は、「介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について」を参照してください。

(4) 廃止・休止届

休止又は廃止しようとする日の1か月前までに届出が必要です。廃止・休止することとなった場合は、すみやかに岐阜地域福祉事務所にお電話にてご連絡ください。

(5) 指定更新申請

事業所・施設の指定は、6年ごとに更新を行わなければ、効力を失います。事業を継続したい場合は、指定更新の手続きを行う必要があります。有効期限を把握し、手続きをしてください。

提出期限等は、「介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について」を参照してください。

(6) 新規指定申請

事業所・施設の新規指定申請を行う場合は、希望する指定日の2か月以上前までに、お電話にて岐阜地域福祉事務所にご相談願います。

4 事件・事故等報告

事故・事件等が発生した場合、岐阜地域福祉事務所に報告書の提出が必要です。

岐阜県高齢福祉課ホームページに掲載してある「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」をダウンロードし、事故等の発生に備えてください。

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険施設等における事故発生防止対策等について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16954.html>

■ 24 時間以内に第一報を報告する事故等の内容

⇒夜間休日を問わず、至急、岐阜地域福祉事務所にお電話願います。

その後、メール又はFAX（メールが望ましい。）で報告書を提出してください。

- ・死亡、重症（入院期間が1月を超えると見込まれるもの等）となった事故
- ・虐待（疑いを含む）
- ・火災
- ・行方不明
- ・役員や職員の法令違反・不祥事

■ 1 週間以内に報告する事故等の内容

⇒岐阜地域福祉事務所にメール又はFAX（メールが望ましい。）で報告書を提出のうえでお電話願います。

- ・前述に該当しない事故（利用者のケガ・誤嚥等により医療機関を受診した場合）

5 食中毒・感染症等の報告

次の①～③に該当する感染症が発生した場合、県や市町等への報告が必要です。岐阜県ホームページに掲載してある「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」をダウンロードし、感染症等の発生に備えてください。

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 健康 > 感染症対策 > 感染症対策

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13259.html>

■報告を必要とする感染症等

- ① 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②の他、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

6 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）の発生報告

新型コロナウイルス感染症に関する通知のうち介護保険施設等に関するものを、次の岐阜県ホームページに掲載しています。

新型コロナウイルス感染症については5の報告方法によらず、職員又は利用者に疑い例（PCR検査を受ける等）が発生した場合は、夜間休日を問わず、すみやかに、岐阜地域福祉事務所まで、お電話でご連絡ください。

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険 > 高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25564.html>

7 災害対策

災害対策については、次の岐阜県ホームページに掲載されている「防災関係通知」をご確認ください。

介護保険施設等は、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられています。なお、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在し、市町の地域防災計画に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が必要な施設として位置づけられている場合には、市町の防災関係機関との連携のうえ災害対策を徹底してください。

トップページ > 組織でさがす > 高齢福祉課 > お知らせ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/24071.html>

8 業務管理体制について

事業者は、業務管理体制の整備状況を行政機関に届け出る義務があります。新規に参入した事業者や未届けの事業者は、業務管理体制を第1号様式にて届出をしていただく

必要がありますので、すみやかに該当する届出先に提出してください。

詳細については、次の岐阜県ホームページをご覧ください。

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護保険
> 業務管理体制の整備

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5939.html>

9 実地指導

指定を受けられた事業所・施設を対象に、定期的な実地指導を行います。

日頃から、事業所・施設において、関係法令・基準等に基づいた適正な事業運営ができているか、自主点検を行ってください。

10 集団指導

毎年、岐阜地域福祉事務所では岐阜圏域（岐阜市を除く）内全ての介護保険指定サービス事業所・施設を対象とした集団指導を行っています。開催日が近くなりましたら、事業所・施設のメールアドレスにメールにて通知しますので、参加してください。

メールアドレスの登録がお済みでない場合や、登録しているメールアドレスが変更となった場合には、変更届出書（第3号様式）を岐阜地域福祉事務所に提出してください。

11 問い合わせ先

届出・申請・報告書の提出先は、次のとおりです。

ご不明な点などございましたら、お電話にてお問い合わせください。

岐阜県

岐阜地域福祉事務所 福祉課 地域福祉第一係

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53

OKB ふれあい会館第2棟4階

TEL 058-272-1930（直通）

FAX 058-278-3526

Mail c22801@pref.gifu.lg.jp

電話番号、FAX 番号、メールアドレスの間違いが発生しています。

TEL 272、FAX 278と市内局番が異なりますので注意してください。

送信前に複数の職員で番号を確認するなどの対策をお願いします。